

生野聴覚支援学校中学部 部活動に係る活動方針

2019年2月1日

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週2日以上設定する。
- (2) 学期中は週当たり平日は少なくとも1日、週末（土曜日及び日曜日）は日曜日を休養日とし、少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加・練習試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (4) 1日の活動時間は、準備・片付けの時間を除いて長くても平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (5) 学校の休業日に練習試合等で3時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を振り替えるなど学校生活に支障のないように配慮する。
- (6) 朝練も活動時間に含むが、朝練を行う場合は、生徒の負担とならないよう配慮し、大会・練習試合終了後に休養日を設ける。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4) 補習など教科指導、生徒会活動、緊急の生徒指導などは部活動より優先する。
- (5) ミーティング・学習会等の時間も基本部活動として扱う。

*** 「本活動方針」は、2019年4月1日から実施します。**